

昭和四十一年二月十六日提出
質問 第四号

石油製品販売業の現状と対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年二月十六日

提出者 高田富之

衆議院議長 山口喜久一郎 殿

石油製品販売業の現状と対策に関する質問主意書

一 通産省の行政指導による石油精製元売業者の「標準価格制」は撤廃されたが、今後の元売価格の変動の見通しいかん。

二 石油販売業においては、不況対策の一環として、行政指導に基づいて「正札販売」対策を推進してきたが、これが一般小口需要者に対してのみ実効をあげており、大口需要者は依然として安値のまま購買している実情にある。

これでは、一般小口需要者にのみ犠牲を転嫁するものであると同時に、石油販売業者の経営安定にもさして役立たない結果となっているのではないか。

今後、石油販売業者の過当競争を排除して、業界を安定させるため、一層適切な措置を指導する必要があると考えるがいかん。

三 石油販売業者は、精製元売業者への系列化によつて従属状態におかれているが、小売販売業者の自主性を確立し、不当に不利益を受けることのない立場に立たしめるよう諸施策を講ずべきものと思うがいかん。

四 石油販売業者の不況克服のため、特に左記事項について配慮すべきものと考えるが政府の所見いかん。

1 石油製品における揮発油税等の諸消費税の撤廃若しくは軽減措置

2 石油販売業は油槽所、給油所等の設備を要し、消防法等の規制もきびしいため多額の資金を要するが、商工中金、中小企業金融公庫その他低利長期融資に関する特別の措置

右質問する。